

富山県医師会長 } 殿
各郡市医師会長 }

富山県厚生部健康課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務について

平素より、本県の感染症対策の推進に格別のご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

先般実施された厚生労働省公衆衛生関係行政事務指導監査において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)関係事務の実施状況について、別添写しのとおり改善に努めるよう指導がありました。

つきましては、下記の2点の事項につきましてご了知いただくとともに、これらが適切に実施されるよう、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 法第12条第1項及び第53条の11第1項の規定に基づき医師及び病院開設者が行う届出について、これらは法第17条の規定による健康診断(接触者健診)や法第18条の規定による就業制限、法第19条の規定による入院、法第37条第1項及び法第37条の2第1項の規定による医療費の公費負担、法第53条の12第1項の規定による結核登録票への登録等を行う前提となるものです。

届出の遅延は結核対策上大きな支障をきたすこととなりますので、法に基づく届出期限の遵守をお願いします。

①第12条第1項に基づく医師の届出

結核患者を診断した医師は、直ちに最寄りの厚生センター又は保健所に届け出ること。

②感染症法第53条の11第1項に基づく病院管理者の届出

病院の管理者は、結核患者が入院または退院したときは、7日以内に最寄りの厚生センター又は保健所に届け出ること。

2. 法第53条の2第1項に基づき、病院や診療所等の特定の施設では、事業者がその施設で業務に従事する者に対して結核の定期健康診断を実施することが義務付けられています。

定期健康診断を適切に実施することは、症状が無い段階での早期発見が可能になる等、結核予防対策を効率的かつ重点的に運用するうえでとても重要です。病院や診療所におかれては、受診率の向上に努めていただきますようお願いいたします。

また、上記健康診断を実施した場合は、法第53条の7に基づき、最寄りの厚生センター・支所(保健所)へご報告いただきますようお願いいたします。

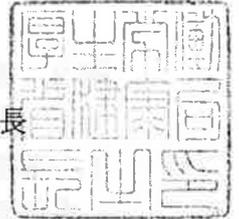
事務担当 感染症・疾病対策班 関口
電話番号 076-444-4513



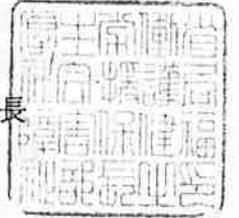
健発0902第3号
障発0902第1号
平成26年9月2日

富山県知事殿

厚生労働省健康局長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



公衆衛生関係行政事務指導監査の結果について

平成26年6月2日から同月6日まで実施した標記指導監査の結果、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務に関し、次の事項については是正改善を図る必要があると認められるので、所要の措置を講じられ、その結果を平成26年10月31日までに報告願います。



第2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係

- 1 事業者、学校長及び施設長が行う定期健康診断については、未受診者のいる各事業所に対する指導が不十分な状況であった。

今後は、これらの各事業所に対して、健康診断の重要性について指導を行い、未受診者に対する受診の勧奨を図りたい。

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下第2において「法」という。）第12条第1項及び第53条の11第1項の規定に基づく医師及び病院管理者が行う届出については、前回の指導監査において徹底した指導を行うよう指摘したところであるが、依然として法定期限を超えて提出されている事例が見受けられた。

これらの届出は、結核患者を保健所において把握し、法第17条の規定による健康診断、法第18条の規定による就業制限、法第19条の規定による入院、法第37条第1項及び第37条の2第1項の規定による医療費の公費による負担、法第53条の12第1項の規定による結核登録票への登録等を行うための前提となるものであるので、法に基づく届出期限の遵守について、医師及び病院管理者に対し、更に徹底した指導を行われたい。